

広島海区漁業調整委員会指示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定によつて、次のとおり指示する。

令和七年八月二十八日

広島海区漁業調整委員会

会長 北 田 國 一

第一 指示の内容

次表の上段の区域（松永湾）における一枚建刺し網漁業のうち、網目の大きさが九節（三・八センチメートル）より荒い網を使用するものに係る操業時間は、下段のとおりとする。

区域	操業時間
次のイの点とロの点とを結んだ線及びハの点とニの点とを結んだ線並びに陸岸により囲まれた海域	
イ 広島県尾道市山波町尾道造船護岸南東角	日の出から午後三時（二五時）まで
ロ 広島県尾道市向東町馬立新開護岸北東角	
ハ 広島県尾道市向東町大磯鼻突端	
ニ 広島県尾道市浦崎町戸崎北西の鼻突端	

第二 指示の有効期間

令和七年九月一日から令和八年八月三十一日まで